

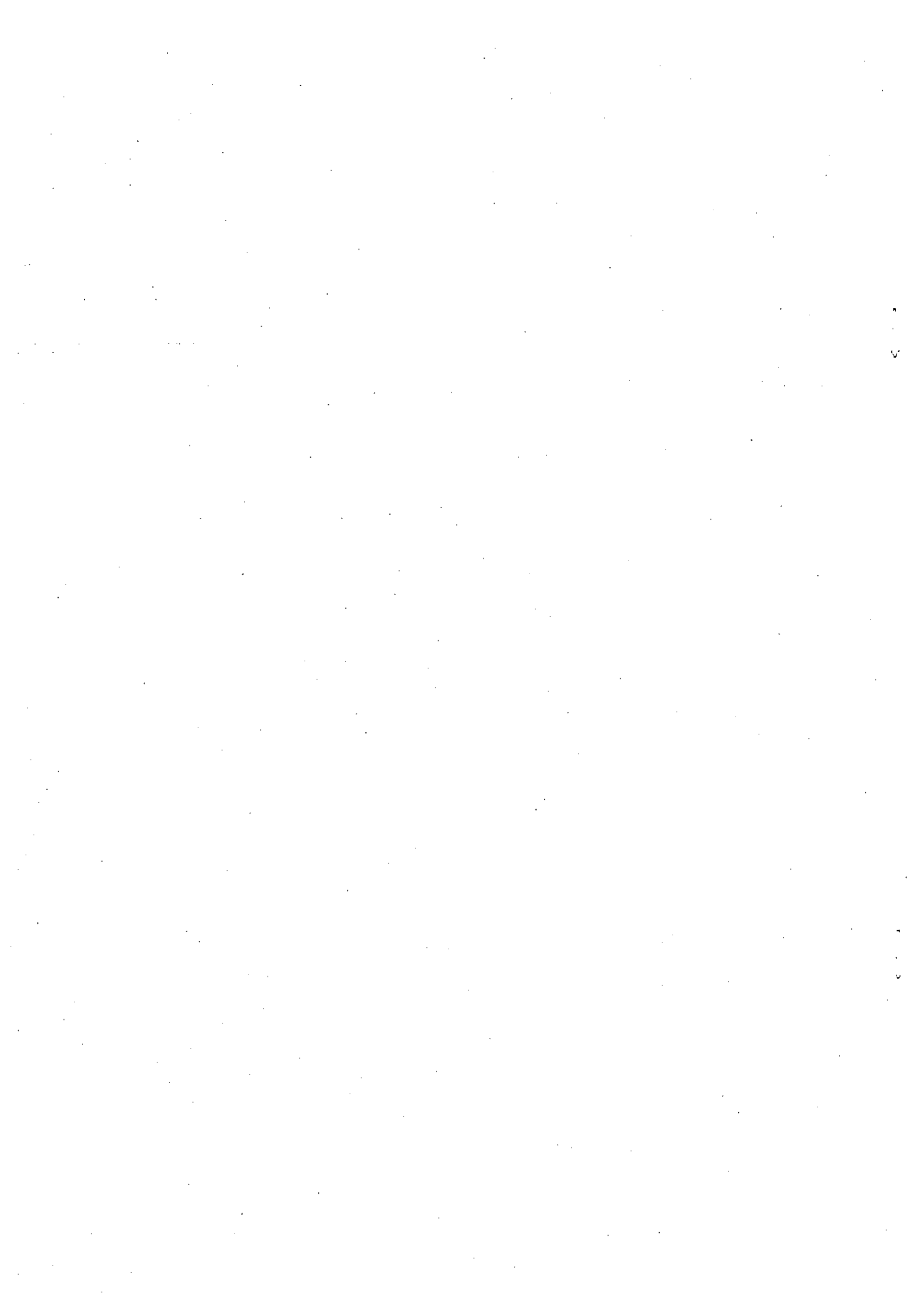
福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年2月23日)

【 件 名 】

- 1 平成28年鳥取県中部地震災害義援金について
(福祉保健課)・・・1
- 2 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(福祉保健課)・・・2
- 3 「広がれ、こども食堂・こどもの居場所の輪！全国ツアーin鳥取」の開催概要
について
(福祉保健課)・・・13
- 4 指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定取消処分について
(東部福祉保健事務所)・・・14

福祉保健部



平成28年鳥取県中部地震災害義援金について

平成29年2月23日
福祉保健課

この度、「平成28年鳥取県中部地震災害義援金配分委員会」において決定された基準に基づき、市町に対して、第2回目、第3回目の義援金の配分を行いましたので報告します。
また、平成28年鳥取県中部地震災害義援金配分委員会（第3回）を開催しましたので、併せて報告します。

1 第2回、第3回義援金の配分について

(1) 義援金の配分対象及び金額 ※第2回：平成29年1月15日時点、第3回：平成29年2月15日時点

市町名	人的被害(人数)		住家被害(世帯数)						義援金配分額 (千円) (人/世帯数)×配分額	
	重傷者 (100千円/人)		全壊 (300千円/世帯)		大規模半壊 (150千円/世帯)		半壊 (100千円/世帯)		第2回	第3回
	第2回	第3回	第2回	第3回	第2回	第3回	第2回	第3回		
鳥取市										0
倉吉市		2	2		4	3		77	1,200	8,350
境港市										0
三朝町								1		100
湯梨浜町							4		400	0
琴浦町										0
北栄町		1		1	1		4		550	400
今回合計 (第2回+第3回)		3		3		8		86		11,000
第1回配分		4		14		11		236		29,850
累計		7		17		19		322		40,850

(2) 市町への配分日

- ・第2回：平成29年1月20日（金）
- ・第3回：平成29年2月22日（水）

(3) 義援金の受付状況

合計 6,028件、206,020,870円（平成29年2月19日現在）

(4) 今後の予定

毎月15日現在の状況について市町から報告を求め、引き続き、月1回配分を行っていきます。

2 第3回災害義援金配分委員会について

(1) 日時

平成29年2月1日（水）午前9時30分から午前10時

(2) 場所

県庁第34会議室（県庁第2庁舎4階）

(3) 議事の概要

最新の被害状況、義援金の受付状況、第2回までの義援金の市町への配分状況等について報告。

<参考> 「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」配分委員会の概要

配分委員会は、被災者に寄せられた義援金の保管及び配分、その他必要な事項についての決定及び執行を役割とする。委員は、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県共同募金会配分委員会、鳥取県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県の関係者。

第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年2月23日
地域振興課
福祉保健推進課
環境立保課
教育立保課
財政改革局
人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第7回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年2月14日（火） 午前10時30分～11時30分
- 2 場所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）
- 3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：大雪対応・町議会等のため東部4町は欠席

4 議事及び協議概要

(1) 国事前ヒアリング結果及び今後の法定手続きについて（報告）

ア 1月25日に、総務省（中核市移行）及び厚生労働省（保健所政令市移行）に係る事前ヒアリングを終えた。中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制、準備状況等を説明した結果、両省ともに特段の疑義や宿題事項なし。

〔主な国からの発言事項〕

- ・移行準備にあたっては、住民サービスの低下を招かないこと。さらに住民サービスや地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。
- ・特に住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。

イ 今後の地方自治法に基づく手続き

鳥取市長が、都道府県の同意を経て国へ申出、国（総務大臣）が中核市指定を行う。

〔スケジュール〕（予定）

- | | |
|-----------|--|
| 平成29年2月議会 | 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒鳥取市議会議決 |
| 平成29年4月 | 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」 |
| 平成29年6月 | 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒鳥取県議会議決
鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付 |
| 平成29年7月 | 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」 |
| 11月頃 | 中核市指定政令の閣議決定 ⇒ H30.4.1 中核市移行 |

(2) 事務調整状況及び今後の検討スケジュールについて（説明・意見交換）

今後の主な調整事項について、調整方針や留意事項及び今後の進め方・スケジュール等を確認し、県市で円滑に事務引継を進めていくこととし、専門職員の確保、住民サービスの維持向上、窓口変更等の住民周知、災害時の救急医療対応等についての工夫などの意見交換を行った。

5 主な発言・意見等

- ・限られた専門人材（医師、獣医師、薬剤師、保健師）の中で、県は県、市は市で採用募集しても競合する。年齢構成や職員のキャリアアップの観点からも、移行後の県市間の人事交流を検討しているところであるが、中西部との職員水準の均衡や職員資質の維持のため、採用段階から県市間で連携を図っていきたい。
- ・災害医療等は連携が重要。中部地震や今回の大雪対応等を教訓に、透析患者の搬送など具体的に県市間での役割や連携体制を整えていくこと。連携協約で担保していくことも必要。
- ・広報や窓口変更等の周知は、形式ばった説明会等だけでなく、各種会合やイベントなどいろいろな人が集まる場で発信していくことが必要。関係業界の会合や機関紙等の活用も検討。県市でチラシを作成し広報周知を行う。
- ・移行まで1年。県内部の担当者会議にも県の声掛けで市の職員も参加して、県市で顔の見える連携、スタッフの育成に努めていきたい。

【添付資料】 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 資料1 | 中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて |
| 資料2 | 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況（平成29年2月） |
| 資料3 | 今後の調整事項及び検討スケジュール |

中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて

鳥取市中核市推進局・保健所準備室
鳥取県地域振興部地域振興課

平成30年4月の中核市移行に向け、平成29年1月25日に総務省及び厚生労働省の事前ヒアリングを終えました。今後、地方自治法（以下「法」という。）に基づく中核市移行に係る手続きを進めていきます。

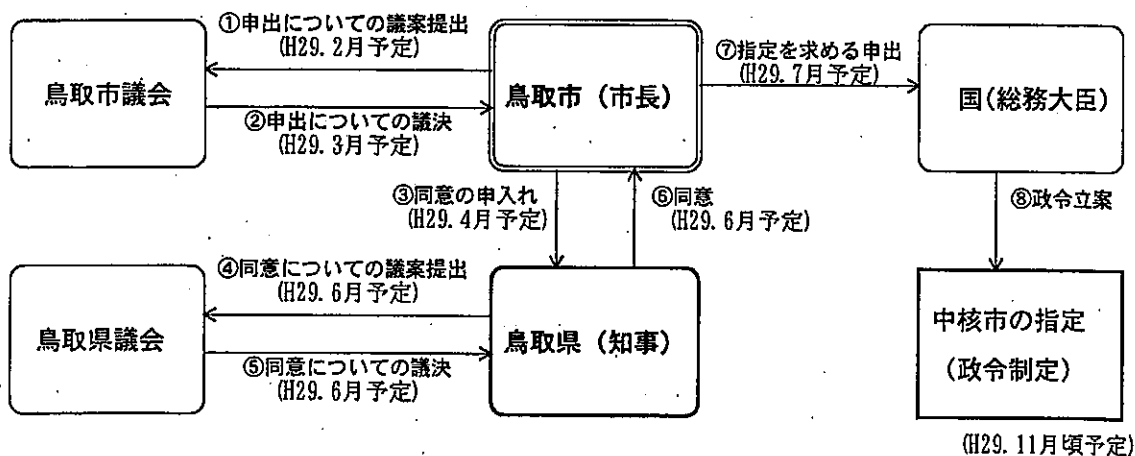
1 国事前ヒアリング結果（国からの主な確認内容）

- 総務省（中核市移行）、厚生労働省（保健所政令市移行）ともに、特段の疑義や宿題事項なし。
- 各省庁からの要請事項は次のとおり
 - ・住民サービスの低下を招かないこと、さらに住民サービス・地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。特に、住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。
 - ・県から市への4町の保健所業務の委託は、広域連携の取組みの先進例としても注目される所であり、引き続き調整を進めていただきたい。
 - ・今後の中核市指定の法定手続きは、平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あることから、他団体とも調整しながら進めさせていただきたい。

2 今後の法定手続き（予定）

- ① H29. 2 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒市議会議決（法252の24②）
- ② H29. 4 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」（法252の24②）
- ③ H29. 6 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒県議会議決（法252の24③）
- ④ H29. 6 県議会議決を経て鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付（法252の24②）
- ⑤ H29. 7 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」（法252の24①）
- ⑥ H29. 11頃 中核市指定政令の閣議決定（H30. 4. 1 鳥取市中核市移行）

【中核市指定の流れ】



中核市移行に係る事前ヒアリング（総務省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後2時～3時30分
- 2 対応者 [総務省] 自治行政局 : 市町村課
公務員部 : 給与能率推進室
- 3 出席者 [鳥取市] 総務部 : 中核市推進局、職員課
健康・子育て推進局 : 保健所準備室
[鳥取県] 地域振興部 : 地域振興課
福祉保健部 : 医療政策課

4 概 要

(1) 鳥取市からの概要説明

市町村合併～特例市移行、中核市移行の表明、目的、保健所設置準備（県東部4町の保健所業務の受託）、保健所施設の整備（暫定施設～駅南庁舎）、県市間の協議、人材確保・職員研修、市議会での推進決議、広報の取り組み、など

(2) 総務省（市町村課）の主な発言

事 項	主 な 内 容
保健所業務（東部4町）の受託、4町の理解	周辺町の保健所業務を含めて受託する例はこれまでにない。広域連携の先進例としても注目度が高く、総務省としてもうまく進めてもらいたい。
窓口の変更	窓口の変更については、住民サービスの低下を招かないよう、住民・事業者の方への十分な周知をお願いしたい。
専門人材の確保等	中核市として独自性を築く部分もあり、県の東中西部とのバランスを統制する部分（統一性）も必要となる。少数専門職の採用にあたっては、派遣支援や人事交流を取り入れるなどして、市と県が連携してうまくやってほしい。

5 その他手続き関係

鳥取市の法定手続きのスケジュールは総務省の予定（夏に大臣申出、秋に政令公布）どおりであり、計画どおり円滑に進めていきたい。

平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あるため、中核市指定申出の時期は、本年夏頃の同時期とするなどの調整をさせてほしい。

中核市移行に係る事前ヒアリング（厚生労働省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後4時00分～4時50分
- 2 対応者 [厚生労働省] 健康局：健康課地域保健室・保健指導室
- 3 出席者 [鳥取市] 健康・子育て推進局：保健所準備室
総務部：中核市推進局
[鳥取県] 地域振興部：地域振興課
福祉保健部：医療政策課

4 概要

(1) 鳥取市からの概要説明

保健所の体制整備の基本方針、政令市施行に係る今後のスケジュール、調整した作業項目とそのスケジュール、施設等の整備計画、組織見直しの概要、職員の配置計画、県内の保健所の配置状況、移譲事務の概要 など

(2) 厚生労働省の主な発言

事 項	主 な 内 容
住民サービスの維持向上	地域保健サービスを低下させないこと、さらに良くなる方向で進めていただくようお願いしたい。
専門職員の確保及び人事交流	他県の中核市でも専門職の確保が難しいと聞いている。大学等への募集や要請、窓口を広げることも必要。
災害対応における県市の連携	広域的な災害の場合、県と市の連携が必要。

鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況(平成29年2月)

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

＜基本方針＞

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

1 これまでの経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされている。

平成26年6月24日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

(市長)市への移管事務の調査、人材支援、4町との調整に係る県の協力を依頼
(知事)市長の中核市移行の決意に敬意を表し、県から保健所事務をはじめ多くの権限が移管されることから県としても協力することを表明。4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場を設置することを提案。



東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保



平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成28年8月まで6回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

県から市への移譲事務及び4町への委託事務項目を調整決定し、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施などの協議を重ねてきた。

第6回(28.8.30開催)では、平成29年1月に予定される国(総務省、厚労省)のヒアリングに向け、県と市でこれまでに協議調整した事項を、それぞれのヒアリング項目に沿って確認し、引き続き県・市で調整をしながら個別具体的な項目を詰めていくこととした。また、東部4町住民や関係団体等への説明会の開催、周知広報を適期に、ニーズに応じてきめ細かに実施していくことを確認した。

平成27年3月19日～鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町/市はオブザーバー)

同年7月まで4回開催。住民サービスの維持を前提に、県の東部圏域の保健所業務を市へ委託する案で調整を進めることについて4町の了解を得、県・市協議会に報告。

- 現状の県の保健所のサービス水準を維持するため、県東部保健所のあり方を検討。
- 東部4町分の保健所業務については、鳥取市に移管する事務と同じ範囲の事務を市に委託する案で検討調整を進めることとし、事務執行体制等について協議を進めることとした。

2 鳥取市中核市移行に向けた調整状況（移行予定日：平成30年4月1日）

(1) 移管・移譲・委託する事務（H28.11.1現在）

法令上、中核市の権能のため、県から市へ移譲する法定移譲事務のほか、住民サービスの視点から、関連して市で事務を行う方が効果的・効率的な知事権限の事務を条例移譲により移譲する方向で、県・市の事務レベルで調整を行った。

また、中核市移行により設置が義務づけられる保健所事務については、これまでどおり東部圏域一体的に処理できるよう、県から市へ委託する。

【分野別移譲事務数及び主な事務項目】

分野	移譲(委託)事務数	主な事務
民生行政	623 (285)	身体障害者手帳の交付・障がい認定、障がい者支援施設等の指定・指導監査、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の定数の決定・研修・指導、幼保連携型認定こども園の設置認可・指導監査 など
保健衛生行政	1,361 (1,364)	保健所の設置、診療所・薬局等の開設届受理・立入検査、飲食店の営業等の許可・監視指導、旅館業・興行場・公衆浴場の営業許可・立入検査、理容所・美容所・クリーニング所の開設届受理・立入検査、感染症対策、精神保健福祉相談、小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援、狂犬病予防対策・犬猫の収容 など
環境行政	419 (410)	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置の許可・立入検査、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可・立入検査、浄化槽の設置等の届出の受理、大気汚染状況の常時監視・公表、ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理 など
都市計画行政	112 (0)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、屋外広告物業の登録 など
文教行政	27 (0)	県費負担教職員の研修、重要文化財に関する現状変更等の許可、文化財の保存状況等に関する報告聴取 など
その他	49 (33)	食品表示に係る事業者立入検査 など
合計	2,591 (2,092)	

※移譲（委託）事務数には、法定移譲事務（1,697事務）に関連して任意に移譲する事務（894事務）を含む。

※下段（ ）は県から市へ委託する4町区域の事務。

※保健衛生行政で市への移譲事務数より委託事務数の方が多いのは、特例市権限で現在市において実施している事務（4町分は県実施）について、中核市移行に併せて、県から市へ委託を行うものを含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目であり、今後の法改正等により変更となる場合あり。

(2) 移行後の体制整備

組織・人員体制（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。

① 市の組織体制（国事前ヒアリング説明時点）

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所の保健所業務は、市が新設する（仮称）鳥取市保健所で、現在の業務を引き継ぐことを基本とする。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

② 市の職員体制（国事前ヒアリング説明時点）

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

H30年4月移行時(市) 約75名(正職員)を増員配置

(市はH30.4までに約25名確保する。県から約50名を職員派遣。)

※平成30年4月以降は、市は所要人数の確保に向け、職員の年齢構成等に配慮しつつ職員採用を行うとともに、当該採用分に係る県職員の派遣者数を減員する。

③ 職員の人材確保（国事前ヒアリング説明時点）

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。 ※住民サービス低下とならないことが大原則

※医師、獣医師、薬剤師など採用の難しい少数職種 of 専門人材の確保。

※東・中・西部の3圏域間の保健所業務の平準化及び住民サービスの維持向上並びに県・市双方の専門職の人材育成の観点から、市において所要職員人数を確保した後も、県市間で専門職の人事交流を実施する。

④ 円滑な事務移管のための職員研修等（国事前ヒアリング説明時点）

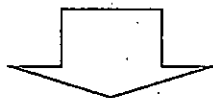
保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

※平成29年度は県東部福祉保健事務所、県東部生活環境事務所に市職員（保健師、事務職等）を研修派遣による受入れを行う。

併せて、短期の研修受入れ・業務引継については、これまでどおり随時対応。

⑤ 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など（国事前ヒアリング説明時点）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。



今後も引き続き、県市間で、平成30年4月の鳥取市の組織・人員体制の整備に向けた調整や、専門人材の育成確保のための県市間の人事交流等、長期的な視点で調整検討を進めていく。

- 専門職員の計画採用、人事交流等による研修・スキルアップ
- 市職員の県事務所等への派遣研修（長期、短期、随時受入れ）
- 市職員が県（現地等）での検査立会、訓練や会議などに随時参加。

(3) 施設・設備等

① 保健所施設

(仮称)鳥取市保健所は、市の新庁舎完成後に市駅南庁舎に設置される予定。

なお、鳥取市の中核市移行(平成30年4月)からそれまでの間は暫定的に下記施設に設置される予定。

部門	現行(～H30.3月)	暫定期間(H30.4～H32.3)	本格稼働(H32.4～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川)	

※暫定期間は、市が県東部庁舎(現東部生活環境事務所部分)を賃貸。

② 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設(環境下水道部内)や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

③ 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

④ 試験・検査備品等

・大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡を予定)

・検査機器(血液検査用遠心分離機など)、業務関連備品(医療救護対策支部用備品など)

県から市へ譲渡、貸与

・事務什器(事務机・椅子・ロッカー等)、災害医療・健康危機管理・原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

県から市へ譲渡(県において引き続き使用するものを除く)

(4) 住民等への周知・広報

① 市の取組

市の中核市移行に関しては、都市制度の概要及び保健所の設置などについての広報に取り組んでおり、中核市移行の気運の醸成にも努めている。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況に応じた広報・情報提供等を行う。

ア 「ミニのぼり旗」による広報

市役所窓口及び金融機関(一部:県東部管内)の本店・支店などの窓口に設置

イ 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

(市民・市職員等約350名参加)

〔日時〕平成28年11月24日(木) 〔会場〕鳥取市民会館

〔内容〕○基調講演「中核市移行と地方の未来」

講師:一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○パネルディスカッション「中核市移行とまちの将来像」

ウ その他継続して取り組んでいる広報等

(ア) 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会(地区公民館単位の座談会)、関係機関・各種団体等への概要説明など。

各種基準制定(=例規整備)等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行う。

- (イ) パンフレットの作成・配布
- (ウ) とっとり市報
特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を掲載。
- (エ) 鳥取市公式ウェブサイト
- (オ) ケーブルテレビ等による広報
市長出演、静止画によりお知らせ
日本海テレビ「鳥取市政の窓」～(仮題)鳥取市は中核市へ～(H29.3.20放映予定)
- (カ) 懸垂幕による広報(→市役所:第二庁舎へ設置)
- (キ) モニター(画像放映)による広報(→駅南庁舎等の待合所にて放映)

② 県・4町の取組

ア HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。(各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。)

イ 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。

県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。

ウ 関係団体等への説明

関係団体からの要請等に応じ、各種会議等へ県及び市の担当者が出席し、中核市移行に向けた検討の経過、調整状況等について随時説明を行っている。



今後も引き続き、県市4町が協力し、要請に応じ住民や関係団体等に対して、説明の場を持つとともに、引き続き広報紙やホームページ等各種媒体を活用して、準備状況の周知・広報を行っていく。

- 住民説明会の開催(市、4町)
- 関係事業者・団体等への説明
- 広報(市報・町報・県政だより、ケーブルテレビ、TV・新聞など)
- 対象者・事業者等への案内・通知

今後の調整事項及び検討スケジュール

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

1 今後の調整事項と調整方針等

調整事項	調整方針・進め方	留意事項
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、業務の特性に応じ、事務引継(訓練や研修参加等を含む)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正等による追加事務等の把握と円滑な引継。 年度をまたぐ許認可事務等の処理方法を調整し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> 他の中核市(他府県)の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費について具体協議・調整を実施。(H30当初予算要求目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。 県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、審議会の共同設置等の可否など併せて検討を行う。(H29.12月議会目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。 同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品(電算システム)	<ul style="list-style-type: none"> 県から市への譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品の有効活用し無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> 東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約案、事務委託規約案等の作成などの具体調整を進める。 窓口変更(30年度以降の県の相談窓口を含む)の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> 各課の事務執行体制(配置人員、専門職員の配置等)について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降の市の職員体制(県から市への職員派遣含む)について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。(H29.12月目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 少数専門職種については、人材確保策を検討の上実施する。 県内他圏域との業務水準に差異が生じないように県市間の人事交流も含めて検討。

2 検討スケジュール

事項	区分	これまでの調整状況	H29.2～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
事務引継	共通	事務引継要領の作成 ・各事務毎に事務マニュアル等を提供。 ・検査立会、訓練、会議等への参加等による現場対応の実務研修を実施	・(県)H28～29年度事務引継書作成(市へ提供) ・実務訓練等と併せて事務引継(研修)を継続実施				・(県)H29～30年度事務引継書作成(市へ送付)
(公文書・簿冊)	共通		・(県)引継簿冊・台帳(公文書等)の整理中(紙・電子媒体、引継要領・方法等の検討)	・(県)簿冊等引継要領・方法等の整理検討、市との調整※過年度文書も含む			・(県)確認事項整理・台帳目録等作成 ・(県→市)・簿冊引継ぎ、事務引継書交付
予算編成・費用負担等	共通	・他県等からの情報収集 ・素案作成	・権限移譲交付金・事務委託料に係る方針検討 ・費用負担検討・調整		・費用負担確認		
	市				・H30年度当初要求内容検討	・予算要求	・予算議案提案～成立
例規等の整備	共通	・移譲項目整理	・特例条例移譲項目確定 ・基準等のすり合わせ				
	市	・整備を要する条例・規則リスト作成 ・先進市からの情報収集	・条例案作成	・例規審査	・市民政策コメント(条例)規則案作成	・例規審査会 ・議会提案・議案審議 ・規則案審査	・条例公布～施行 ・規則制定・改正～施行
附属機関の整備 (審議会・審査会等)	共通		・県・市共同執行等の検討調整				・(市)審議会等の設置
施設 (暫定施設改修等)	市	・整備方針の検討 ・H29整備経費の予算議案提案予定 ・県から市への譲渡備品等の予定リスト作成				・移行後の執務場所の改修完了	・配線等の執務環境整備完了
設備・備品等	共通					・備品リストをもとに譲渡可否の判断	・設備・備品等の移設
電算システム	共通	・移行後のシステム導入可否検討 ・データ移管等の時期・媒体等調整 ・導入システム(案)決定 ・H29整備経費の予算議案提案予定	・導入経費負担額の決定 ⇒H29.6月補正予算要求	・システム開発業者決定 ⇒契約手続	・システム開発・構築・整備		・県からのデータ移管・引継ぎ ・試験運用(操作研修) ⇒本格稼働
危機管理対応	共通	・取組方針検討・調整協議	・計画・マニュアル案の作成	・関連計画・関係団体等との調整	・計画・マニュアル策定・改定	・(県市4町)図上訓練等の実施	
住民サービス維持	共通	・取組方針検討・調整協議		・連携協約・委託規約案の作成(関係先の調整を含む)	・(県市)連携協約・委託規約等の議案提案		・窓口変更周知 H30 県相談体制決定⇒周知

「広がり、こども食堂・こどもの居場所の輪！全国ツアーin鳥取」の開催概要について

平成29年2月23日
福祉保健課

本県にも広がる「こども食堂」をはじめとする子どもの居場所づくりの取組みを県民のみなさまに知っていただくことにより、取組みの輪を広げ、また、子どもの貧困問題についての認識を深めていただくことを目的として、以下のとおりシンポジウムを開催しました。

「『子どもの未来応援団』ネットワーク支援事業」（平成28年5月補正予算）により、県内でこども食堂等の取組やその支援を行う民間団体がつながりネットワークを形成。その「とっとり子ども未来サポートネットワーク」が主体となり、鳥取養育研究所及び全国ツアー実行委員会と共催で開催したもの。

1 実施日時・場所

- (1) 日時 平成29年1月29日（日） 午前10時～午後4時30分
- (2) 場所 鳥取県立福祉人材研修センター

2 参加者 142名

3 内容

(1) 基調講演 「子ども食堂をつくろう！」

栗林 知絵子 (NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長)

(2) 県内事例報告

発表者：岡 武司 (こども・らぼ代表)

山下 千之 (倉吉市福吉児童センター・はばたき人権文化センター所長)

コメンテーター：栗林 知絵子 (NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長)

(3) 分科会及び分科会全体報告

ア第1分科会「こども食堂と居場所」

座長：毛利 葉 (公益財団法人とっとり県民活動活性化センター常務理事・事務局長)

パネリスト：岡 武司 (こども・らぼ代表 とっとりこども食堂)

中垣 友作 (NPO法人ワーカーズコープ こども食堂みらい)

栗林 知絵子 (NPO法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長)

イ第2分科会「学習支援と居場所」

座長：田中 恵子 (母子生活支援施設 倉明園 施設長補佐)

パネリスト：川山 莊子 (母子生活支援施設 倉明園 少年指導員)

阪本 秀樹 (学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校理事長)

日野 育子 (大山町社会福祉協議会福祉総務課長・パーソナルサポートセンター だいせん相談支援員)

ウ第3分科会「若者の自立支援と居場所」

座長：内藤 直人 (自立援助ホーム 鳥取フレンド 寮長)

パネリスト：星見 元史 (とっとり・よなご若者サポートステーション所長)

田村 崇 (自立援助ホーム 鳥取スマイル 寮長)

山本 恵子 (NPO法人青少年ピアサポート代表 とっとりひきこもり生活支援センター)

(4) 総括講演 「子どもの貧困と居場所」

松本 伊智朗 (北海道大学教育学研究院 教授)

4 参加者から寄せられた主な感想 (アンケートより)

- ・地域の個人からのスタートが、地域のニーズに添いながら広がり、行政のバックアップを得てネットワークが広がったことに、共感と自分にも一歩踏み出せるのではないかと思えた。
- ・子ども食堂だけが、社会問題となっている貧困や少子化を解決する方法なのではなく、そのための入口であり、きっかけだということが良く理解出来ました。
- ・地域の力を高めていくためにも子ども食堂をやっていく意味があるということ。やってあげるのではなく、地域の“当事者”としてどう関わるか？今のような社会を作った原因も私たちにあるのだから… そういう気持ちで関わられたらいいなと思った。
- ・子どもだけでなく、大人の方も一緒に楽しめる場でもあるし、大人である私たちにも良い取組だと感じた。地域全体でこのような取組ができるよう、勉強して地域を一つにしたいなと強く思いました。
- ・誰でも出来る。おせっかいおばさんでいいんだ！と思えた。こども食堂の輪、おせっかいおばちゃんでもやってみたいと強く思いました。

指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定取消処分について

平成29年2月23日

東部福祉保健事務所

介護保険法（以下「法」という）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定取消処分を行いましたので報告します。

1 特定非営利活動法人悠ゆうの郷

(1) 指定取消対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	特定非営利活動法人悠ゆうの郷（鳥取市青谷町蔵内153-1）
	代表者	理事長 瀧 満（たき みつる）
事業所	名称	NPO法人悠ゆうの郷（鳥取市青谷町蔵内153-1）
	管理者	瀧 満
	事業種別	通所介護及び介護予防通所介護
	指定日	平成18年4月24日

(2) 指定取消年月日：平成29年2月20日（指定取消処分の決定日：平成29年2月20日）

(3) 指定取消の理由

平成24年1月から平成28年2月の間に次のような不正請求を行った。

- ・勤務実態のない看護師を配置した虚偽のシフト表を作成し看護師人員欠如減算（3割）をせず請求。
- ・利用者1人に対し利用時間が2時間未満にもかかわらず、2時間以上の単価で請求。
- ・利用者7人に対し利用を中断したにもかかわらず、通算した利用時間で請求。

また、職員シフト表等の虚偽報告と監査時に虚偽答弁を行った。

これらが法第77条第1項第6号、第7号、第8号及び第115条の9第1項5号、6号、7号（指定の取消）に該当。

◇不正請求額 7,443,850円

2 とっとり福祉サービス有限会社

(1) 指定取消対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	とっとり福祉サービス有限会社（鳥取市行徳3丁目317）
	代表者	代表取締役 四宮 佑一（しのみや ゆういち）
事業所	名称	とっとり福祉サービス指定訪問介護事業所（鳥取市行徳3丁目317）
	管理者	(元) 管理者 武内 伸子（たけのうち のぶこ）
	事業種別	訪問介護及び介護予防訪問介護
	指定日	平成11年11月10日

(2) 指定取消年月日：平成29年3月21日（指定取消処分の決定日：平成29年2月20日）

(3) 指定取消の理由

平成27年3月から平成27年10月の間に次のような不正請求を行った。

- ・利用者8人に対しサービス提供したように装った活動記録を作成し、請求。
- ・利用者8人に対し事実と異なるサービス提供時間、訪問介護員で活動記録を作成し、請求。
- ・また、活動記録の虚偽報告を行った。

これらが法第77条第1項第6号、第7号及び第115条の9第1項第5号、6号（指定の取消）に該当。

◇不正請求額 1,514,040円

(4) 今後の予定

今回の指定取消し事案を受けて、同社が経営している居宅介護事業所「とっとり福祉サービスウェルミー」についても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第9号の指定の取消しに該当することから、今後、聴聞を実施し、その後指定取消決定を行う。

※不正請求額については、今後、保険者が返還額を決定し返還を求めることとなる。

保険者 悠ゆうの郷：鳥取市

とっとり福祉サービス：鳥取市、岩美町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、和歌山県紀の川市